

改正後	現行
<p>土木工事施工管理基準【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>土木工事施工管理基準 1</p> <p>別表第1 直接測定による出来形管理 3 1 ~ 3 [略] 4 舗装工事・道路改良工事 22 5 ~ 6 [略] 7 排水路工事・河川工事 42 8 ~ 別表 [略]</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理 117 1 ~ 3 [略] 4 舗装工事・道路改良工事 122 5 ~ 6 [略] 7 排水路工事・河川工事 124 8 ~ 17 [略]</p> <p>別表第3 品質管理 135 1 ~ 6 [略]</p> <p>別表第4 施工管理記録様式（参考様式） 168 （出来形管理関係） [削る] [削る] [削る] （品質管理関係）</p> <p>《巻末》 参考資料</p>	<p>土木工事施工管理基準【農業農村整備編】 平成29年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>土木工事施工管理基準 1</p> <p>別表第1 直接測定による出来形管理 3 1 ~ 3 [略] 4 農道工事 22 5 ~ 6 [略] 7 河川及び排水路工事 42 8 ~ 別表 [略]</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理 117 1 ~ 3 [略] 4 農道工事 122 5 ~ 6 [略] 7 河川及び排水路工事 124 8 ~ 17 [略]</p> <p>別表第3 品質管理 135 1 ~ 6 [略]</p> <p>別表第4 施工管理記録様式（参考様式） 168 （出来形管理関係） <u>173</u> （コンクリート関係） <u>183</u> （土質関係） <u>203</u> （アスファルト関係） <u>226</u> （品質管理関係） <u>247</u></p> <p>《巻末》 参考資料</p>

改正後

土木工事施工管理基準

第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]

別表第1 直接測定による出来形管理

1 [略]

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘り による)
	基盤造成 表土整地	指定したとき ⊖ 100	⊕ 150	
	基準高(V)			10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
	均平度 (K)	⊕ 35	⊕ 50	

現 行

土木工事施工管理基準

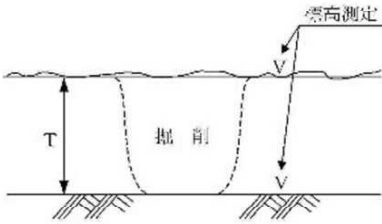
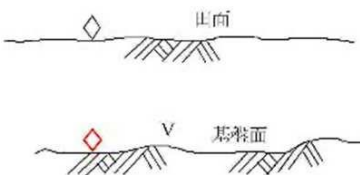
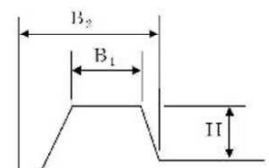
第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]

別表第1 直接測定による出来形管理

1 [略]

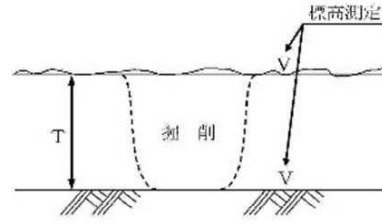
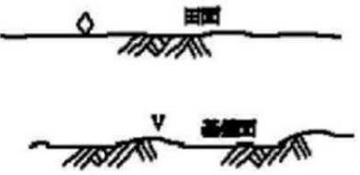
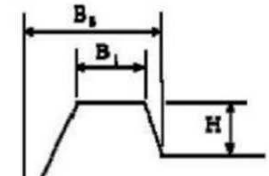
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘り による)
	基盤造成 表土整地	指定したとき ⊖ 100	⊕ 150	
	基準高(V)			10a 当たり3点以上。 (標高測定する)
	均平度 (K)	⊕ 35	⊕ 50	

改正後

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は、 基盤整地後と表土埋戻後 に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

3 [略]

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

3 [略]

改正後

現行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
舗装工事 ・ 道路改良工事	路盤工	基準高(V)	下層路盤 ⊕ 30	⊕ 50	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 50 ⊖ 35	⊖ 50	
		厚さ(T)	下層路盤 ⊕ 30	下層 ⊖ 50	
			上層路盤 ⊕ 20	上層 ⊖ 30	
	中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100		
施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100			
コンクリート 舗装工 ・ アスファルト 舗装工	幅(B)	⊕ 30 ⊖ 20	⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 厚さはおおむね 500 m ² に 1 個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。 平坦性は 1 車線につき 1 測線全延長中心線に平行に測定する。	
		厚さ(T)	コンクリート舗装 ⊕ 10 ⊖ 6.5		⊖ 10
	中心線のズレ(e)	アスファルト舗装 各層 ⊕ 10 ⊖ 6.5 全層 ⊕ 15 ⊖ 10	⊖ 10 ⊖ 15		
		⊕ 35	⊕ 50		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
平坦性(F)		As 舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co 舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内			

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
農 道 工 事	路盤工	基準高(V)	下層路盤 ⊕ 30	⊖ 50	施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 50 ⊖ 35	⊖ 50	
		厚さ(T)	下層路盤 ⊕ 30	下層 ⊖ 50	
			上層路盤 ⊕ 20	上層 ⊖ 30	
	中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100		
施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 100			
コンクリート 舗装工 ・ アスファルト 舗装工	幅(B)	⊕ 30 ⊖ 20	⊖ 30	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 厚さはおおむね 500 m ² に 1 個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	
		厚さ(T)	コンクリート舗装 ⊕ 10 ⊖ 6.5		⊖ 10
	中心線のズレ(e)	アスファルト舗装 各層 ⊕ 10 ⊖ 6.5 全層 ⊕ 15 ⊖ 10	⊖ 10 ⊖ 15		
		⊕ 35	⊕ 50		
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
平坦性(F)		As 舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co 舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内			

5 ~ 6 [略]

5 ~ 6 [略]

改正後

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
排水路工事	コンクリート法覆工	基準高(V)	⊖ 30	⓪ 45	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		厚さ(T)	厚さ 10 cm未満 ⊕ 15	⊖ 20	
	アスファルト法覆工	厚さ(T)	〃 10 cm以上 ⊕ 20	⊖ 30	
		法長(L)	法長 2 m未満 ⊕ 30 〃 2 m以上 ⊕ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
河川工事	コンクリートブロック積み水路	基準高(V)	⊖ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊖ 25	⊖ 40	
		高さ(H)	⊖ 25	⊖ 40	
	鉄筋コンクリート柵渠	中心線のズレ(e)	直線部 ⊖ 35 曲線部 ⊖ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

8 ~ 17 [略]

別表 [略]

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
排水路工事	コンクリート法覆工	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 45	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		厚さ(T)	厚さ 10 cm未満 ⊕ 15	⊖ 20	
	アスファルト法覆工	厚さ(T)	〃 10 cm以上 ⊕ 20	⊖ 30	
		法長(L)	法長 2 m未満 ⊖ 30 〃 2 m以上 ⊖ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
河川工事	コンクリートブロック積み水路	基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	⊕ 25	⊖ 40	
		高さ(H)	⊕ 25	⊖ 40	
	鉄筋コンクリート柵渠	中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
施工延長			⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

8 ~ 17 [略]

別表 [略]

改正後

別表第2 撮影記録による出来形管理

1 ~ 3 [略]

	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	4 1. 路盤工	施工延長おおむね 50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

5 ~ 6 [略]

現 行

別表第2 撮影記録による出来形管理

1 ~ 3 [略]

	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
農 道 工 事	4 1. 路盤工	施工延長おおむね 50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。

5 ~ 6 [略]

改正後

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
7 排水路工事・河川工事 1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

8 ~ 17 [略]

現 行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
7 河川及び排水路工事 4. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	上記と同一。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
5. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
6. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

8 ~ 17 [略]

改正後

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

(1) 材料 [略]

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	施工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

現行

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

(1) 材料 [略]

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	施工	単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m ³ 以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

改正後

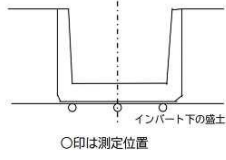
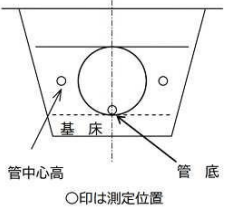
(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³になるまで、全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
<p>2.5 cm …………… ⊖1.0 (cm)</p> <p>5 cm及び6.5 cm …… ⊖1.5</p> <p>8 cm以上18 cm以下 … ⊖2.5</p> <p>21 cm …………… ⊖1.5</p>		
指定値⊖1.5%		

現行

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
<p>2.5 cm …………… ⊖1.0 (cm)</p> <p>5 cm及び6.5 cm …… ⊖1.5</p> <p>8 cm以上18 cm以下 … ⊖2.5</p> <p>21 cm …………… ⊖1.5</p>		
指定値⊖1.5%		

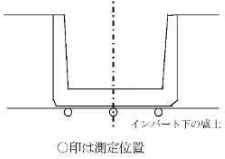
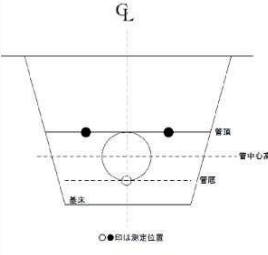
改正後

2 1:質関係及び管接合

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工(インバートしたの盛土)	(1) 盛土	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	施行	土の含水比試験	JIS A 1203	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。 	
			JIS A 1214		砂置換法による土の密度試験
水路工(管水路)	(1) 基礎(砂基礎等)	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
	施行	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回。上記未満は2回測定する。なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 	
			JIS A 1203		土の含水比試験
		ボルトの締付けトルク	一般社団法人 日本ダクトイル鉄管協会の接合要領書のチェックシートを整理する。該当する形がない場合には類似の形のチェックシートを参考にする。		10箇所につき1箇所。上記未満は2回測定する。なお、弁類等1箇所に複数のフランジ等ボルト管理を要する資材がある場合、当該箇所を1箇所と捉え計算する。その場合、チェックシート、写真等は1つの資材で整理する。

現行

2 1:質関係

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工(インバート下の盛土)	(1) 盛土	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	施行	土の含水比試験	JIS A 1203	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。 	
			JIS A 1214		砂置換法による土の密度試験
水路工(管水路)	(1) 基礎(砂基礎等)	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
	施行	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回。上記未満は2回測定する。なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 	
			JIS A 1203		土の含水比試験
		ボルトの締付けトルク	一般社団法人 日本ダクトイル鉄管協会の接合要領書のチェックシートを整理する。該当する形がない場合には類似の形のチェックシートを参考にする。		10箇所につき1箇所。上記未満は2回測定する。なお、弁類等1箇所に複数のフランジ等ボルト管理を要する資材がある場合、当該箇所を1箇所と捉え計算する。その場合、チェックシート、写真等は1つの資材で整理する。

改正後

(参考)規格値	管理方法	処 置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		
<p>締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度＝</p> $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ <p>上記によらない場合は特別仕様書による</p>		
<p>製造メーカーが規程する基準値</p>		

3 石材関係 ～ 6 その他の二次製品 [略]

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は 85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は 2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		
<p>締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上</p> <p>締固め度＝</p> $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

3 石材関係 ～ 6 その他の二次製品 [略]